

議案第 4 1 号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成 9 年 9 月条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

別表の市営住宅の表に次のように加える。

3 0	北新団地 C	北新一丁目 6 番	高層耐火構造 6 階建 1 戸 6 5 . 6 4 m ²	3 0 戸
			高層耐火構造 6 階建 1 戸 5 5 . 2 0 m ²	2 9 戸
			高層耐火構造 6 階建 1 戸 4 1 . 0 7 m ²	1 8 戸

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 3 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。

提案理由

新たに市営住宅を設置するとともに、公営住宅法の改正に伴う所要の改正をするについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。